



神奈川県 消防設備会報

第26号 平成24年 1月



曾我梅林と富士（小田原市）

財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1シルクセンター4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<http://www.02-ksk.or.jp>

消防設備会報 1月号 目次

新年のあいさつ

(財)神奈川県消防設備安全協会理事長 西津英二	1
神奈川県安全防災局長 北村俊夫	2
神奈川県消防長会会長 福井昭久	3

受章・表彰の榮譽に輝いた方々	4
----------------	---

特報 横浜市消防設備保守委託契約に最低制限価格適用	5
---------------------------	---

寄稿

消防用設備点検における点検推進指導員の立会業務に係る

「調整検討委員会」について

調整検討委員会 委員長 石黒元徳	6
------------------	---

寄稿・業界通信

日本消火器工業会「消火器読本の発行について」

社団法人 日本消火器工業会 PR委員会	7
---------------------	---

平成23年度各種講習会の結果概要（中間）	9
----------------------	---

かながわ防災フェアへの参加	12
---------------	----

消防設備点検資格者本講習（資格取得）受講案内	13
------------------------	----

寄稿・点検現場からの報告

点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人 恩賜財団 神奈川県同胞援護会 パークサイド岡野ホーム

管理課長 皆川眞弓	16
-----------	----

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を!!	17
-----------------------	----

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内	18
----------------------	----

消防機関別防火セイフティマーク頒布状況	22
---------------------	----

通知・通達等（平成23年6月以降）	23
-------------------	----

(財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表	24
--------------------------	----

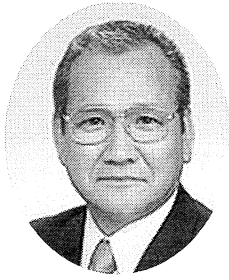
新規会員のご紹介	25
----------	----

事務局だより	25
--------	----

表紙：曾我梅林（JR下曾我駅から徒歩約10分）

曾我梅林は、別所、原、中河原の3つの梅林からなり、富士山と箱根の山々を背景に、約3万5千本の梅がいっせいに咲き誇ります。梅まつりの期間（1/28～2/29）中は、流鏝馬（やぶさめ）や郷土芸能の小田原ちょうちん踊り、寿獅子舞や書の舞などのイベントが行われます。

（写真提供：社神奈川県観光協会）



新年のあいさつ

財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 西津 英二

新年、明けましておめでとうございます。

当協会の業務運営につきましては、会員の皆様、そして行政機関、関係団体の皆様にひとかたならぬご支援と、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成23年3月11日のマグニチュード9の地震そして大津波さらに原発事故の、東日本大震災により被災され、現在も避難生活を送り、あるいは、生活を破壊され、苦悩の闇の中におられる、新年を迎えた皆様方に対し、心よりお悔やみ申し上げます。

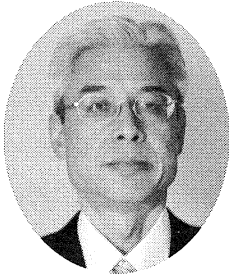
既に10ヶ月以上経過したにも拘らず、復興の槌音が朗らかに響かないのは、被災後の復興のプロセスが、被災者一人一人に寄り添って計画されていないからではないでしょうか。積立ててあった資金を元手に、船を購入し、漁協所有で水揚げは組合員全員で分配するシステムを4月末には確立した漁協組合長のような対応が何故、迅速にとれないのでしょうか。

翻って、私達消防設備業界においても、不適正価格による入札が繰り返され、景気の回復もはかばかしくありません。しかし、平成21年度から点検推進指導員の立会い制度の実施により、保守点検現場の実情を把握し、その解決策としての、最低制限価格の導入にむけて、一昨年要望書の提出に引続き昨年度も、横浜市には、要望書を提出し、神奈川県には、総務政策常任委員会に働きかけたところであります。その結果横浜市にあっては、他の業種とともに、最低制限価格がこの1月より導入されます。今後は、私達に返された安全・安心の確保に向けて努力してゆかなければなりません。

自然災害や火災・事故も、私達の仕事も、毎日の意識・思想の涵養が第一であります。そして、日々のその普通の営みこそ、尊く意味のあるものなのです。当協会といたしましても、消防用設備等の適正な設置・維持管理の推進という当協会の原点に立ち返り、消防・防災意識、防火管理思想の普及・啓発に努めてまいります。

景気動向が、相変わらず不明瞭ななか、業界の協同組合の皆様と共に、行政機関ばかりでなく、立法機関に対しても、適正な業界活動の普及のため、やむことなく活動を続けてまいります。いかなる業界であろうとも、社会の中で経済活動を発展させてゆくには、業界としての公正な競争が不可欠であり、各業者一社一社のコンプライアンスに基づいた活動が必要です。

本年も、業界活動の繁栄をめざして、業界内ばかりでなく、会員の皆様と今まで以上に手を携えて、活動してゆく決意でございます。



新年のあいさつ

神奈川県安全防災局長

北村 俊夫

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、消防設備に係る技術指導や各種の普及啓発事業にご尽力くださり、また、本県の火災予防行政の推進にご協力いただき、深く敬意を表しますとともに厚くお礼申し上げます。

さて、昨年3月11日に発生した東日本大震災から、10カ月が経過いたしました。この未曾有の大災害は、現在もなお、各方面にさまざまな影響を残しており、速やかな復旧が待たれるところではあります。

一方で、全国の消防職員による緊急消防援助隊の活動を通じ、消防力の重要性が改めて認識されました。

本県からも、震災当日から約3カ月間にわたり、県内全消防本部から、515隊、1,715人が岩手県、宮城県、福島県等の被災地に、緊急消防援助隊神奈川県隊として出動し、各地域での人命救助をはじめ、福島第一原子力発電所3号機への放水活動や、屋内退避区域内における救急活動などの任務を遂行しました。

こうした全国からの救援活動が、被災地の方々にとって、力強い支えになったことはもとより、神奈川県民の皆様からも大きな信頼を得たと考えております。

ここ神奈川県におきましても、当日は非常に大きな揺れに見舞われ、長時間の停電、公共交通機関の運転見合わせなどにより、県民生活に多大な影響が出たほか、建物の損壊、液状化などの被害が発生しました。

多くの県民が大地震の恐ろしさを体感され、自然災害への備えの重要性を再認識されたことと思っております。

神奈川県内では「東海地震」や「神奈川県西部地震」の発生の切迫性が、かねてから指摘されておりますが、東日本大震災の教訓を踏まえて、より一層、大規模地震や津波などの自然災害に対する備えを、確かなものにする必要があります。

そのため、県では、地域防災計画の見直しをはじめ、緊急に対処すべき課題については、5月、6月、9月の補正予算を組んで対応するなど、災害に強い安全なまちづくりに、全力で取り組んでいるところです。

このような中で、県といたしましても、消防機関や貴協会を始めとする関係機関と連携し、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政を推進していく所存でありますので、今後ともより一層、貴協会の皆様からお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます。

結びに、財団法人神奈川県消防設備安全協会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝を心から祈念し、新年のごあいさつといたします。

本年も、どうぞよろしくお願ひいたします。



新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

福井 昭久

平成24年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

貴協会の皆様には、平素から消防行政の推進に格別な御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚くお礼申し上げます。

また、消防設備等に係る技術指導をはじめ、防火安全思想の普及・啓発、点検済表示制度の推進など、様々な事業をとおして地域の防火・防災に御尽力され、県民の安全安心のため腐心されておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、昨年の災害状況を振り返ってみますと、国内外で多くの自然災害が多発をいたしました。国外では、ニュージーランド南島地震やトルコ地震をはじめ、タイの洪水災害が発生しました。また、国内におきましても、1月の鹿児島霧島連山・新燃岳の噴火災害、1月から2月にかけて山陰・北陸・東北・北海道地方に被害をもたらした豪雪被害、未曾有の地震災害となった東日本大震災、8月の台風12号や9月の台風15号による豪雨災害などにより、多くの尊い人命と財産を失い、改めて自然災害の猛威を痛感させられたところです。特に、この東日本大震災は、我々消防機関に対して多くの課題と貴重な教訓を残しましたが、県下でも首都直下を震源とする大規模地震や東海・東南海・南海地震の連動地震、或いは断層を震源とする地震の発生が切迫しているとされておりまして、早急な大規模地震災害対策や津波災害対策が求められているとことでもあります。

私どもは、こうした災害の実態をきちっと踏まえながら、本年も県内26消防本部が連携して、消防の広域化への対応をはじめ、消防・救急無線のデジタル化の推進、救急医療体制の充実や住宅用火災警報器の設置促進など諸施策を積極的に推進してまいり所存でございます。

取り分け、雑居ビル等における違反是正の徹底など防火安全対策の推進や住宅用火災警報器の設置促進には、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の協力が不可欠でございます。

どうか今後とも、県民の安全、安心の確保の為、より一層のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない平穏な一年でありますことと、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げます。新年のあいさつとさせていただきます。

+++++
+ 受章・表彰の榮譽に輝いた方々 +
+++++

黄綬褒章受章

西津英二様 株式会社栄広プロビジョン 代表取締役



伝達式及び拝謁

日時 平成23年11月15日(火) 午前10時20分～

場所 スクワール麴町及び皇居

消防庁関係の紅綬褒章・藍綬褒章受章者と黄綬褒章受章者4名は、黄川田徹総務副大臣ご臨席の元、伝達式が行われた。その後、黄綬褒章受章者とその配偶者は、他の受章者とともに、皇居で、秋篠宮の拝謁を受けた。

財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

木内 忠様 共栄防災設備株式会社 代表取締役

黒澤 麻志様 相日防災株式会社 代表取締役社長

山口 宏様 株式会社共栄社 代表取締役社長

松本千明様 株式会社日産クリエイティブサービス ファシリティサービス事業本部 施設事業部部长
(財)神奈川県消防設備安全協会

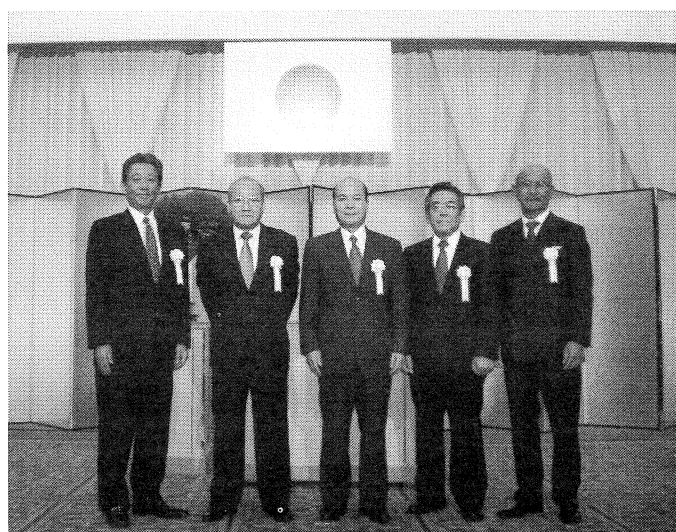
表彰式

日時 平成23年11月4日(金) 午後3時30分～

場所 明治記念館

表彰式当日は、秋晴れに恵まれ、受賞者の皆さん、消防庁幹部、安全センター、来賓など多数出席の元、盛大に挙行されました。

式は、安全センター長澤理事長の式辞の後、消防設備保守関係者表彰受賞者等に賞状・記念品が授与されました。今回当協会が、防災安全関係者表彰を全国の9団体・個人の方々と一緒に受賞しました。又、受賞者に対して全国消防長会会長から祝辞がのべられました。



表彰式会場にて
(写真は左から) 山口 宏様、西津英二理事長
松本千明様、木内 忠様、黒澤麻志様

特報

平成24年1月より横浜市の消防設備保守委託契約に、最低制限価格制度適用

横浜市が、最低制限価格の導入を決定した。

1昨年来、要望してきたことが、平成24年1月より、予定価格の3分の2の設定率であるが、実現した。今後は、その仕事を履行する私達業者が、県の軽重を問われる。表示登録会員の皆様は、その責務を遵守されたい。

経 過

(財)神奈川県消防設備安全協会は、平成22年5月11日に設置した消防用設備等点検済表示管理委員会小委員会で、県下各協同組合代表理事等と討議を重ね、神奈川県と横浜市に対して、入札制度に関する要望書を提出することとした。

平成22年10月13日には、古尾谷光男神奈川県副知事・荒井健二調達課長に
10月18日には、大場茂美横浜市副市長に 要望書を提出しました。

引き続き平成23年10月18日に、横浜市防災機器販売協同組合と(財)神奈川県消防設備安全協会は、連名で、再び、大場茂美副市長に要望書を提出し、現状を訴えた。11月30日には、小委員会のメンバー5名と理事長他で、I県会議員に現状を同様に訴えた。

その結果 下記のことが、決定された。

委託の最低制限価格制度の適用拡大について (横浜市)

委託契約の最低制限価格制度については、平成20年11月から、「建物管理」、「警備」、「施設運転管理・保守」、「廃棄物処理」の4業種に導入し、設定率を予定価格の3分の2で適用していましたが、今回新たに次の3業務にも適用します。

1 新たに適用する業務

業 務 名	設 定 率	実施予定時期
消 防 設 備 保 守	予定価格の3分の2	平成24年1月
道 路 ・ 公 園 清 掃		
公 園 緑 地 等 管 理		

参考 最低制限価格制度について

契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認める時は、予め最低制限価格を設定し、この金額を下回る金額で入札を行った者を失格とする制度です。(地方自治法施行令第167条の10第2項)

消防用設備等点検における点検推進指導員の 立会業務に係る「調整検討委員会」について

調整検討委員会

委員長 石黒元徳

防火対象物内の消防用設備等の法定点検の官公庁の入札が、点検費用の低価格競争により、予定価格を大幅に下回り不適正な価格で落札されている。結果、費用が安ければ、コストを下げるため無資格者が点検を行ったり、設計仕様書通り点検がされていないこともあるようです。

いざ火災等の災害時に消防用設備等が適正に作動するのか疑問が残ります。

建物の発注者側からは、急に不良箇所が増え改修を要求されたり、適正な点検が成されているか、怖くて任せて置けないとの声も聞かれるようになってきました。

このような現状を解消するには、点検業者の点検内容の向上及び指導育成が必要になります。

そこで、(財)神奈川県消防設備安全協会(以下「協会」という。)では、平成21年度から新たに防火対象物関係者からの要請で、消防用設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し業務に立会う制度を開始し、地域に密着した事業を展開して、県民の安全、安心に寄与することとしております。

これらの事業を推進する為、消防用設備等点検済表示管理委員会の補助組織として、平成23年8月1日に「調整検討委員会」を立ち上げたところです。「調整検討委員会」の役割としては、消防用設備等の点検時に点検推進指導員が立会いを実施した結果から、点検内容が良く他の事業者の模範となる業者を抽出し検討を加え、例えば優秀な点検業者の情報を公開等することで、点検内容の向上と点検事業者の育成指導に資するものと考えています。

私は、横浜市消防局退職後、ある財団法人の消防法違反の是正方法を全国の消防本部の職員にアドバイス及び助言等して来ました。消防法違反事項は種々あるが基本的には、まず、火災の発生を防ぐ、又は火災の発生を早く関係者に知らせることが大事であり、それが、人命の安全及び財産を守ることとなります。そのため、消防用設備等の点検は必要不可欠であり、関係者に対し早期通報・初期消火・避難誘導等を指示する重要な設備であります。

今回、当協会が全国に先駆けて運用してきた、消防用設備等の点検業者の点検時に、点検推進指導員が始めた立会い業務は、防火対象物関係者はもちろん消防用設備業者の点検業務の向上及び育成指導に資するものと確信しております。

調整検討委員会名簿

(順不同)

職名	氏名	旧所属	職名	氏名	旧所属
委員長	石黒元徳	横浜市消防局	委員	前田 純一	鎌倉市消防本部
委員	西山 茂	川崎市消防局	委員	吉田 明	寒川町消防本部
委員	落合俊雄	厚木市消防本部	委員	滝田義明	足柄消防組合消防本部
委員	相田 博	常務理事			

業界通信

日本消火器工業会
「消火器読本の発行について」

社団法人 日本消火器工業会 PR委員会

日本消火器工業会は、我が国唯一の消火器メーカー団体です。昭和31年に発足した「日本国検消火器組合連合会」を母体として昭和36年1月に自治大臣より設立許可を得てスタートしました。以降、技術開発や品質向上、技術者の育成に努めるとともに、廃消火器リサイクルシステムによる環境負荷軽減への取り組みなど消火器の普及に尽力し、23年1月には設立50周年を迎えることができました。

当工業会の目的は火災予防と消火器の普及促進によって、火災損害の防止軽減に寄与することにあります。普及促進のPRのために「PR委員会」を常設しており、展示会への出展やパンフレットの発行など、消火器の普及や販売業界への啓蒙宣伝にかかる広報活動を行っています。

PR委員会による広報活動の一環として、広く消火器への理解を深めていただくための小冊子を作成しております。消火器の点検・整備を行う方々に向けて法定設置消火器（新基準より「業務用消火器」と表示することとなりました。）の基礎知識や点検、整備、廃棄のポイントを分かりやすく解説する「消火器読本」（以下「読本」と、住宅用消火器の使用手法や設置場所、廃棄の方法などを紹介する「消火器のしおり」を、それぞれ発行し、配布しております。

平成11年に初版を発行して以来、改訂を重ねている「読本」につきましては、23年9月に最新版を発行して全国の都道府県消防防災主管課や消防本部・消防組合、各都道府県の消防設備協会などに配布したところ、消防・防災関係の皆さまより大きな反響をいただきました。

今回の「読本」改訂では、消火器の耐圧性能点検や、廃消火器リサイクルについての記事を新たに増やして、消防関係・防災の実務にあたる方々の参考となるよう努めました。中でも多くのお問



「消火器読本」表紙



「消火器のしおり」表紙

平成23年度各種講習会の結果概要(中間)

平成23年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日から2年以内、またはその講習を受けた日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
消火設備 (1・2・3類)	10/3, 10/18 11/7, 11/15	444
警報設備 (4・7類)	10/4, 10/13, 10/19 11/8, 11/16	835
避難設備・消火器 (5・6類)	10/6, 10/14, 10/20 11/9, 11/17	507
計	14回	1,786

消防設備士受験準備講習

消防設備士試験を受験しようとする方を対象に、関係法令・機能構造等に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
1 類	7/26, 7/27	26
4 類	7/26, 7/28	51
6 類	7/26, 7/29	31
計	4回	108

消防設備点検資格者本講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で、(財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しています。

1種実施日	6/7～6/9	12/6～12/8	3/6～3/8	受講者合計
受講者数	83	97	—	180
2種実施日	6/14～6/16	12/13～12/15	3/14～3/16	受講者合計
受講者数	124	91	—	215

※再考査者は受講者数に含めていません。

1種・2種合計 395

消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日、または消防設備点検資格者再講習を受けた日から5年を経過する日までの期間に該当する方を対象とした講習で、(財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しています。

第1種

実施日	4月14日	4月15日	7月7日	7月21日	1月17日	受講者合計
受講者数	128	128	134	78	—	468

第2種

実施日	4月21日	4月22日	7月8日	7月22日	1月18日	受講者合計
受講者数	116	128	113	86	—	443

1種・2種合計 911

蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(社)電池工業会からの委託を受けて実施しました。

実施日	12月1日、2日	受講者数	145
-----	----------	------	-----

消防設備実技研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象に、技能の向上及び点検済表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として実施しました。

研修内容	研修日	協力事業所	受講者数
		会場	
消火器点検	7月1日	宮田工業株式会社	24
		(同上)研修室及び実験棟	
自火報点検	7月15日	能美防災株式会社	63
		電気工事会館	



消火器実技研修 (宮田工業株式会社)

**自動火災報知設備等
実務研修**

平成23年7月15日
主催 (財)神奈川県消防設備安全協会
協力 能美防災株式会社

㊦ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より(財)日本防火協会からの委託を受けて実施しています。

(1) 甲種防火管理講習

月 別	5月	6月	7月	8月	9月
実 施 日	12・13 19・20 26・27	20・21 29・30	12・13	4・5 9・10	7・8
受講者数	542	222	238	313	117

月 別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受講者合計
実 施 日	27・28	—	21・22	24・25	9・10	22・23	
受講者数	189	—	153	—	—	—	1,774

※平成23年4月に予定していた防火管理講習会は震災の影響で中止しました。

(2) 甲種防火管理再講習

実 施 日	9月15日	1月11日	2月7日	3月4日	受講者合計
受講者数	43	—	—	—	43

㊦ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より(財)日本防火協会からの委託を受けて実施しています。

(1) 防災管理講習

実 施 日	5月10日	6月17日	11月22日		受講者合計
受講者数	45	69	123		237

(2) 防火・防災併催講習

実 施 日	8月 30・31日	9月 29・30日	2月 1・2日	2月 14・15日	受講者合計
受講者数	282	226	—	—	508

㊦ 消防設備業務研修会

県内の消防関係者、消防設備事業者を対象として「予防行政の動向について」の研修会を通じ情報の共有化を図り、消防設備事業者の保守・点検技術の向上を図ることを目的として実施しました。

実 施 日	11月11日
受講者数	118

消防設備点検資格者
本講習(資格取得)受講案内

実施機関：(財)日本消防設備安全センター

受託機関：(財)神奈川県消防設備安全協会

受講資格と証明

- 1 講習は、次の15項目の受講資格のうちのいずれかに該当しなければ受けることができません。受講資格がある人は、それぞれの資格に応じて必要な証明書類を用意してください。
- 2 受講資格を偽って申請した場合には、免状を取得してもその資格は消防法施行規則第31条の6第7項第5号の規定により喪失します。

受 講 資 格	必要な証明書類
<ol style="list-style-type: none"> 1 甲種又は乙種の消防設備士 2 第1種又は第2種電気工事士 3 1級又は2級の管工事施工管理技士 4 水道布設工事監督者の資格を有する者 5 建築設備検査資格者、特殊建築物等調査資格者又は昇降機検査資格者 6 1級又は2級の建築士 7 技術士の第2次試験に合格した者（機械部門、電気・電子部門、化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係るものに限る。） 8 第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※電気事業法（昭和39年法律第170号）附則第7項により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされている者は該当します。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 9 1級、2級又は3級の海技士（機関） 10 建築基準適合判定資格者検定に合格した者 	<p>免状等の写し (コピー等)</p>
<ol style="list-style-type: none"> 11 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について5年以上の実務の経験を有する者 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※実務の経験とは、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備を主たる業務としたものをいい、次にかかげるものは含まれません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防用設備等のうち、簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂など）又は非常警報器具（携帯用拡声器、手動式サイレンなど）に関する整備等 (2) 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備のホース、ノズル、ヒューズ類、ネジ類等部品の交換、消火栓箱、ホース格納箱等の補修その他これらに類する軽微な整備 </div>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実務経験の証明 2 被保険者記録照会回答票の写し又はねんきん特別便の写し（実務の経験となる勤務先名称、在職期間を証明できる内容が記載されているものに限る。）

<p>(3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計 (4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事の管理監督 (5) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の機器製造又は販売 (6) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の附属機器製造又は販売 (7) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検</p>	
<p>12 消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し1年以上の実務経験を有する者</p> <p>※消防行政に係る事務とは、国若しくは都道府県の消防行政担当課又は市町村の消防機関の予防行政等に係るものをいいます。</p> <p>13 建築行政に係る事務のうち建築物の構造及び建築設備に係る事務に関し2年以上の実務経験を有する者</p> <p>※建築行政に係る事務とは、国、都道府県又は市町村の建築行政に係るものをいいます。</p>	<p>実務経験の証明</p>
<p>14 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について1年以上の実務の経験（前11の実務の経験と同じ。）を有する者</p> <p>15 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について2年以上の実務の経験（前11の実務の経験と同じ。）を有する者</p>	<p>1 学校の卒業証明書（卒業証書のコピー等も可） 2 実務経験の証明 3 被保険者記録照会回答票の写し又はねんきん特別便の写し（実務の経験となる勤務先名称、在職期間を証明できる内容が記載されているものに限る。）</p>

〔注〕「被保険者記録照会回答票の写し」又は「ねんきん特別便の写し」について

「被保険者記録照会回答票の写し」又は「ねんきん特別便の写し」については受講資格欄の11、14及び15に該当する資格で講習を受講しようとする場合に、実務経験となる勤務先名称及び在職期間を証明するためのものです。

① 「被保険者記録照会回答票」

年金事務所で発行される厚生年金等の加入期間を確認するための書類
 入手方法

- 1 日本年金機構、年金事務所の窓口で直接取得
 基礎年金番号及び本人確認証明（運転免許証など）、印鑑が必要となります（無料）。委任状による代理人での申請も可能です。詳細は、日本年金機構（0422-76-1155）若しくはお近くの年金事務所にお問い合わせ下さい。
- 2 電話（ねんきんダイヤル 0570-05-1165）による取得
 基礎年金番号が必要となり、本人確認の質問があります（概ね3週間程度で郵送されます）。

② 「ねんきん特別便」

日本年金機構が公的年金の加入記録の確認を目的として加入者等に発送している通知書

講習の内容

- 1 講習は、第1種と第2種に区分してそれぞれ3日間実施されます。
 - 2 講習終了後、2時間の修了考査が行われます。
- ※ 消防設備士免状を所持している方等は、講習科目の一部について受講の免除を受けることが出来ますが、修了考査に科目免除はありません。科目免除者も全ての問題を解答していただきますので特に注意してください。

講習日程

消防設備 点検資格者 本講習 (資格取得)	時期	種	月 日	定員	場 所
	平成23年度 (平成24年)	1	3月6日(火)・7日(水)・8日(木)	150	神奈川県電気工事会館
		2	3月13日(火)・14日(水)・15日(木)	150	神奈川県電気工事会館

申請期間 第1種、第2種とも平成24年1月16日～31日、申請方法 持参又は郵送
 ※申請書は(財)日本消防設備安全センターのホームページよりダウンロードできます。

URL : <http://www.fesc.or.jp/jukou/setsubi/kousyu/tebiki0.html>

添付写真

免状写真を鮮明にするため、サイズが変更されました。

- ・写真サイズ 縦40mm×横30mm
- ・写真は鮮明なものとし、印画紙に印刷されたもの(カラーコピー不可)
- ・無背景で、顔だけのものではなく胸から上を撮影したもの。

※写真サイズの変更は、点検資格者本講習だけではなく再講習も同じです。

◎消防設備点検資格者の免状をお持ちの方へ(お願い)

- ・消防設備点検資格者再講習の申請書は、前回受講(5年前)の情報に基づき(財)消防設備安全センターより受講対象者あて、直接送付されます。
- ・住所変更をされた方は、(財)日本消防設備安全センターのHPより「消防設備点検資格者住所等異動届」をプリントし、速やかに変更手続きを行うようにしてください。
- ・免状は再講習当日の即日交付となるため、申請期間は厳守してください。
- ・申請期間を過ぎてから申し込みをした場合には、新免状の送料として380円分の切手が必要となります。

問合せ先 045-201-1908
 担当 阿部・熊谷

点検現場からの報告

点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人 恩賜 神奈川県同胞援護会

パークサイド岡野ホーム

管理課長 皆川 眞弓

パークサイド岡野ホームは入所54床、短期入所16床、定員70床。平成11年開設の特別養護老人ホームです。年4回の防災訓練と2回の地域の防災訓練、4月と10月には財団法人神奈川県消防設備安全協会立ち合いのもと防災設備業者による消防設備点検を行っております。防火管理責任者として協会の点検推進指導員指導部長と点検に同行させて頂きました。この点検推進指導という制度は、神奈川県独自の制度だそうで、防災設備の点検精度を上げる事を目的に無償で派遣して下さっているそうです。業者の点検の様子や設備の状況を一緒に確認し同行する私にも丁寧に説明して下さいます。職員も消防署の査察と同じように緊張しているようでした。

私は現職に配属された時にまず初めに防火管理者の研修を受け防火管理者になりましたが、設備の知識が無い者としてはこの設備点検は本当に勉強になり助かりました。業者の点検員は手際良く点検していきますが、見ていただけでは点検の意味はよくわかりません。そこで点検推進指導員の方に設備の意味や効果取り扱い方の説明を受け、放送設備や誘導灯のバッテリーの機能・照明器具のバッテリー効果など知らなかった設備について沢山知る事ができました。印象的なお話として「素晴らしい設備でも管理をしないと結果が残せない、機能しない設備になってしまう。委託した業者が下請けに請け負わせ、下請け業者がわずかな費用で利益を出すような点検で済ませてしまうようでは困る。立派な設計図に安心し建築途中を確認せず完成後中の状況も分からない手抜き違法建築にならない為にも、点検の立ち合いを活用してもらいたい」とのお話でした。また設備は十年はコストがかからないが、以降劣化故障が増え、部品がなくなる時期もくるので、今までは大丈夫だったではいけない。一斉にメンテナンスするのではなく、急ぐことから中長期計画的に管理してほしい。とも話されていました。

杜撰な設備点検をしている施設も少なくないそうですが、高齢者施設での火災・災害等の大きな被害がニュースに流れる度に、火災を出さない災害の被害は出来るだけ小さくしなければと緊張します。さらに東日本大震災後危機管理意識が高まる今、どんなに準備しても完全という事は無く、日常の防災意識を持ち備える事に意味があると痛感しました。経験豊富な外部者立合いの点検を継続することで油断を生まない防災意識が定着する事が期待されます。法令を遵守することがリスク管理の第一歩。「忘れた頃にやってくる災害に備えるべきは防災意識の向上」という推進員の方の熱心なお話に感謝し、今後ご指導いただきながら防災訓練にもこれら知識を生かして全職員の防災意識向上に努めたいと思います。



パークサイド岡野ホーム

——点検済表示制度推進キャンペーン——
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を!!

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の推進状況につきましては、他県の実施状況と比較すると必ずしも十分とはいえません。近年、新築の防火対象物は依然として増加の傾向にあることから、消防用設備等の設置義務対象物も必然的に増加しております。平成22年度のラベル交付枚数は、961,200枚で昨年より大幅な減少となり協会存続の危機的状況です。

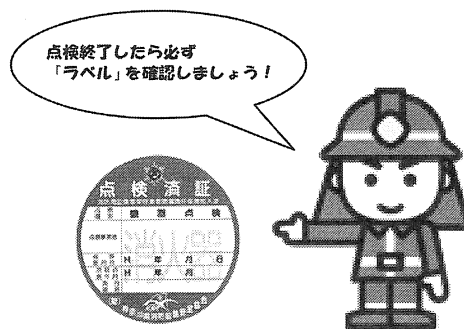
当協会では、このような状況を踏まえこの制度の一層の充実を図るために、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

平成23年度この制度に係る主な推進事業は、

- ①制度推進のため、なお一層の普及啓発事業
- ②点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③防火対象物点検時の点検推進指導員派遣

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。



点検済表示登録会員数

区 分	平成23年3月末会員数	平成23年10月末会員数
1号表示会員	255	256
2号表示会員	13	13
合 計	268	269

——消火器用——



——消火器以外の設備用——



防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証 防火優良認定証 防火自主点検済証
防災基準点検済証 防火・防災基準点検済証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰 則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：用途・階数・延べ面積によって定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰 則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関（に申請し）検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（H24.6.1から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関（に申請し）検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（H24.6.1から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■防火自主点検済証

◆防火自主点検制度

従来の“適マーク制度”の対象であった旅館ホテル等のうち、防火対象物定期点検制度の適用対

象外となったものについて、点検済みの表示を希望する場合には、自主的に点検をし、その結果を消防機関に報告し、消防法令違反がなければ防火自主点検済証(1年ごとに更新)を表示できます。



防火対象物点検資格者による点検の場合はこのマークが添付された表示(左側の表示)となります。

■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準済証、防火自主点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行(代金支払い) → 納品 → 表示

●防火優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行(代金支払い) → 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

表示の種類		仕様 ([1]~[9]の説明)		価格
防火基準点検済証	A=壁掛式・壁貼付式・スタンド式の3種類	[1]	[1]=厚4mm・重380g・文字プレート差込式	3,150円
	B1=壁掛式(額縁込)	[2]	[2]=厚3mm・重610g・文字刻印式	5,250円
	B2=B1の額縁不要のもの	[3]	[3]=厚3mm・重230g・文字刻印式	3,570円
	N=壁貼付式	[4]	[4]=厚1mm・重110g・文字シール式・塩ビ	1,500円
防火優良認定証	L=壁掛式・壁貼付式・スタンド式の3種類	[5]	[5]=厚3mm・重280g・文字刻印式	3,700円
	M1=壁掛式(額縁込)	[2]	[6]=厚5mm・重380g・文字プレート差込式	5,700円
	M2=M1の額縁不要のもの	[3]	(資格者点検証あり)	3,700円
防災基準点検済証	I=壁掛式・壁貼付式・スタンド式の3種類	[5]	[7]=[6]と同じ(資格者点検証なし)	3,700円
	J1=壁掛式(額縁込)	[2]	[8]=縦5.5cm・横20cm	5,700円
	J2=J1の額縁不要のもの	[3]	[9]=縦4cm・横17.5cm	3,700円
防火・防災基準点検済証	O=壁掛式・壁貼付式・スタンド式の3種類	[5]		3,700円
	P1=壁掛式(額縁込)	[2]		5,700円
	P2=P1の額縁不要のもの	[3]		3,700円
防火優良認定証	平成24年(2012年)6月以降販売見込み			—
防火自主点検済証	F=壁掛式・壁貼付式・スタンド式の3種類	[6]		3,150円
	G=壁掛式・壁貼付式・スタンド式の3種類	[7]		
文字プレート	H=A用	[8]		800円
	H=F・G用	[9]		

備考

1. サイズ: A4(縦297mm横210mm)/F・Gは210mm×210mm)
2. 材質: 表面=透明アクリル、背面=塩化ビニール(N=透明塩化ビニール)
3. 価格: 文字記入の費用及び消費税が含まれています。
4. 送料: 別途必要です(文字プレート(H)のみ購入時は無料)。
5. B1・M1・J1・P1: 額縁とセットとなっています。
6. B2・M2・J2・P2: 手持ちの額縁がある場合にご利用ください。

7. 壁掛式: 背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。壁貼付式: 裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。スタンド式: 裏面にスタンド用の脚が付いています。
8. A・F・G: 文字の部分がプレート差込式(文字プレート(H))を使用となっています。
9. H: 1年ごとご更新時にご利用ください(初回購入時は本体に含まれています)。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へ FAX にてお申込みください。

⇒防火基準点検済証、防火自主点検済証・・・・・・・・様式1 + 別紙1 + 防火対象物点検結果報告書の写し

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2 + 別紙2 + 特例認定通知書の写し

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・・様式3 + 別紙3 + 防火対象物点検結果報告書の写し

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・・・・・・H24.6.1頃頒布開始見込

※各点検結果報告書、特例認定通知書には消防機関の受付印が必要です。

※各点検結果報告書に点検票の添付は不要です。

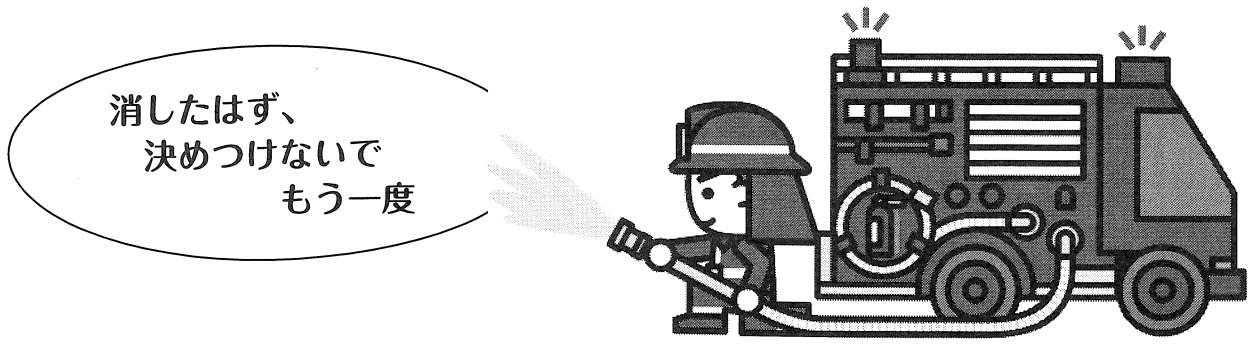
納 期：入金確認後2週間程度を要します。

代金送料：代金及び送料の支払方法については、協会へお問い合わせください。

申込用紙：(財)日本消防設備安全センターのウェブページよりDLしてください。

URL：http://www.fesc.or.jp/07/index6.html

—平成23年度全国統一防火標語—



消防機関別防火セイフティマーク頒布状況

平成23年4月～平成23年11月末現在

	防火優良 認定証	防火基準 点検済証	防火自主 点検済証	防災基準 点検済証	防火・防災 基準点検済証	計
横浜市消防局	15	1		1	1	18
川崎市消防局	3					3
横須賀市消防局	3					3
藤沢市消防本部			2			2
鎌倉市消防本部			1			1
逗子市消防本部						0
平塚市消防本部						0
茅ヶ崎市消防本部						0
小田原市消防本部	1					1
相模原市消防局	5					5
厚木市消防本部						0
三浦市消防本部						0
秦野市消防本部						0
大和市消防本部	3					3
綾瀬市消防本部						0
海老名市消防本部						0
伊勢原市消防本部						0
座間市消防本部						0
葉山町消防本部						0
二宮町消防本部						0
箱根町消防本部		1				1
湯河原町消防本部						0
大磯町消防本部						0
寒川町消防本部						0
愛川町消防本部						0
足柄消防組合消防本部						0
合計	30	2	3	1	1	37

※ただし、防火基準、防火自主については文字プレート(H)を除く。

〈平成23年6月以降の通知・通達〉

発番号	日付	発信者	標 題
事務連絡	6月10日	消防庁予防課	食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について（参考送付）
事務連絡	6月22日	消防庁予防課	自家発電設備を電力需給対策に活用する場合の留意点について
消防予第240号	7月1日	消防庁予防課長	「消防設備士免状に関する事務処理要領等について」の一部改正について
事務連絡	7月21日	消防庁予防課長	「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」に基づく消防庁長官による確認について
事務連絡	7月28日	消防庁予防課長	老朽化消火器の適切な取扱いに係る周知の更なる徹底について
消防予第298号	8月8日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の普及率の推計結果（平成23年6月時点）について
消防予第316号	8月17日	消防庁予防課長	建築防災週間（平成23年度上期）の実施について
事務連絡	8月22日	消防庁予防課	東日本大震災に係る応急仮設施設整備として設置される特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設について（情報提供）
消防災予第295号	8月30日	消防庁長官	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正部分の施行について）
消防予第350号	9月14日	消防庁予防課長	平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について
事務連絡	9月15日	消防庁予防課	ライブハウス等における防火安全対策について（情報提供）
事務連絡	9月16日	消防庁予防課	住宅防火対策推進協議会による「平成23年度高齢者等への住宅防火対策モデル事業」の実施について
消防予第366号	9月29日	消防庁予防課長	「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施について
消防予第367号	9月29日	消防庁予防課長	「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」における福祉部局等との連携に関する調査について（依頼）
事務連絡	9月29日	消防庁予防課	「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る執務資料の送付について
消防予第371号	9月30日	消防庁長官	住宅用火災警報器の設置対策について
消防予第372号	9月30日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器設置対策に係る各種施策の運用について
消防予第390号	10月14日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器設置対策連絡会の設置について
事務連絡	10月19日	消防庁予防課	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に係る執務資料の送付について

(財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表

刊行物注文書

(財)神奈川県消防設備安全協会 御中
下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所	〒	
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名		注文部数	定価	金額	備考
消防設備士試験準備用テキスト						
1101	消防用設備六法			1,900		
1111	電気と機械の基礎知識			730		
1121	消防用設備等の知識 -早分かりノート-	第1・2・3類用		1,040		
1131		第4・7類用		760		
1141		第5・6類用		690		
1151	消防用設備等の実務	消火設備		2,860		
1161		警報設備		2,950		
1171		避難・消火器		2,330		
1181	消防用設備等の演習 ・重要ポイント解説付	法令編		2,140		
1191		第1類		1,940		
1201		第4類		2,350		
1211		第6類		2,040		
一般参考図書						
1301	消防予防小六法			5,000		
1311	機械器具等型式失効一覧			1,800		
1321	消防用設備等点検実務必携			3,880		
1331	消防用設備等試験実務必携			3,600		
合計			部			

TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971

振込み銀行 横浜銀行 本店営業部
普通預金：0093790
口座名義：(財)神奈川県消防設備安全協会
※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。

新規会員のご紹介

協会会員（敬称略）

（平成23年7月以降）

入会月日	種別	事業所名	代表者	所在地
23年9月	正会員	パイオニア株式会社	鴛海真一	川崎市
23年10月	正会員	株式会社エヌ・ビー・シー	青山伊勢子	横浜市
23年10月	正会員	株式会社東晃防災	野寄迪子	横浜市
23年11月	正会員	株式会社金子工業所	金子繁夫	横浜市

表示登録会員（敬称略）

（平成23年7月以降）

入会月日	種別	事業所名	代表者	所在地
23年9月	正会員	パイオニア株式会社	鴛海真一	川崎市
23年10月	正会員	株式会社エヌ・ビー・シー	青山伊勢子	横浜市

事務局だより

◎ 編集後記

昨年11月30日、ラベル管理委員会小委員会メンバーと、神奈川県庁新庁舎1階ロビーに集合し、7階の議員控室にむかった。対応して下さったI県会議員に、県調達課扱いの「点検業務委託」の入札の現状について、訴えた。その後、I議員と県調達課長との間で調整があり、その過程で、落札価格が、予定価格の37%であることが判明した。

12月9日総務政策常任委員会で討議がされたが、議事録はまだ入手できておらず、詳細は不明で、見通しは暗い。

一方、12月16日ビッグな朗報が飛び込んできた。横浜市本会議を経て、1月より、消防設備保守委託契約に、最低制限価格が適用されるのである。

協会としての大事な仕事が、昨年の実績を引き継いで実施され、ひとつ実を結んだことを、大いに喜びたい。今回の労をとられたI理事・K評議員に感謝の意を表します。

この2月、全国の都道府県事務局長会議の場で、我が協会の点検推進指導員の立会派遣制度の現状について、説明する予定である。

防火対象物の消防設備等点検時に 点検推進指導員を派遣する制度について

当協会では、平成21年度から公益事業を更に強化するために県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し業務に立合う制度を実施して県民の「安心・安全」をご支援いたします。

点検推進指導員の派遣立会制度の流れ

点 検 立 会 の 依 頼

* 点検立会の依頼は、建物オーナー・防火管理者及び点検事業者から依頼します。

点 検 立 会 確 認 書

* 保守・点検実施状況を確認する。

点検立会確認書の通知

* 保守・点検実施状況を確認し確認書を建物オーナー・点検事業者及び消防長又は消防署長に通知します。

掲 載 ・ 広 報

* 保守・点検実施に立会った結果、点検が誠実かつ適正に行われていると認められた事業所を当協会のホームページ上に掲載する。

* 防災・広報紙等に掲載し点検事業者の「信用・信頼」を高めます。



財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地
(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<http://www.02-ksk.or.jp/index.html>